

高知県高校生国際交流促進費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高校生国際交流促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、郷土を愛し、その発展に貢献できる人材であって、高い志を持ち、高知県から世界へチャレンジできるグローバル人材を育成することを目的とし、本県高校生の海外留学を促進し、異文化体験、同世代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保するため、地方公共団体、学校等が主催する海外派遣プログラムへ参加する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、別に定める選考を経て決定した者とする。

- (1) 留学期間において、県内に所在する国公立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次～3年次）又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること
- (2) 当該年度の4月1日から3月31日までの間（以下「交付対象期間」という。）に日本を出国し、原則10日間以上1ヶ月未満の留学又は交流を行うこと
- (3) 在籍している高等学校等の校長から推薦を受けていること
- (4) 前年度の学年における全体の評定平均値が5段階評価で3.5以上、かつ外国語科目の評定値が4.0以上であること又はそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者であること
- (5) 過去に本事業で補助金の受給者となった生徒は、対象となることができない。また、文部科学省が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～【高校生コース】」及び「同【拠点形成支援事業】こうち未来創造グローバル人材育成事業～高校生の留学支援～」により奨学金を受ける生徒は、重複して本事業の対象となることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補助対象者の留学に要する経費で交付対象期間内に支払を完了するものに限る。

- (1) 国際航空運賃（1往復分）
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- (3) 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用
- (5) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続に要する諸費用
- (6) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等
- (7) 海外傷害保険料
- (8) 寮費又はホストファミリーに支払う費用
- (9) 地方公共団体、学校又は民間団体が主催する海外派遣プログラムについては、各号に掲げる経費の一部又は全部を含むプログラム参加費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（千円未満切捨て、補助対象者が留学について他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けている場合の留学に係る奨学金等の金額を差し引いた額）又は学校プログラムの補助上限額（60,000円）のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を、申請年度の「学校プログラム・高知県高校生国際交流促進費補助金交付者募集要項」の応募に対する結果通知に定める期限までに知事又は高知県教育長（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事等は前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付対象者に学校長を通じて通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(留学内容の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた内容について、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第2号様式）を知事等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 留学先又は留学期間

(2) 補助金申請額

(留学の中止)

第9条 被交付決定者が留学を中止するときは、留学中止承認申請書（第3号様式）を知事等に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 知事等は、被交付決定者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき、その他補助金の交付が不相当と認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により交付決定を取り消された者は、既に補助金が交付されているときは、その全額を返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 被交付決定者は、帰国後速やかに実績報告書（第4号様式）を知事等に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事等は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事等は、前条の規定により補助金の額を確定した場合は、速やかに被交付決定者に補助金を交付するものとする。

(留学終了報告)

第14条 被交付決定者は、留学が終了したときは、終了の日から起算して30日以内に留学終了報告書（第5号様式）を知事等に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 被交付決定者は、留学に係る収入支出の証拠書類を整備し、留学終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第7条及び第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力

し、又は関与したとき。

- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事（高知県教育長）様

（申請者）住 所

氏 名

生年月日

（保護者）氏 名

年度 高知県高校生国際交流促進費補助金交付申請書

高知県高校生国際交流促進費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

（1）留学経費調書 及び 収支予算（見込み）書（別紙1）

（2）振込先口座の通帳の写し

3 留学先

4 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

振込先口座

銀 行 名	銀行			支店
種 別	1 普通 2 当座	口座番号		
ふりがな 口座名義人				

※申請者本人名義の口座とすること。

(1) 留学経費調書

費 目			金 額 (円)
補助対象経費	(1)	国際航空運賃（１往復分）	
	(2)	自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃（１往復分）	
	(3)	受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（１往復分）	
	(4)	空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用	
	(5)	査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続に要する諸費用	
	(6)	外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等	
	(7)	海外傷害保険料	
	(8)	寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用	
	(9)	プログラム参加費	
	小 計		
対象外経費			
	小 計		
合 計 (A)			

※(1)～(8)については、内容と金額が確認できる書類を、(9)プログラム参加費については、その内訳が確認できる書類を添えること (写しで可)。

(2) 収支予算（見込み）書

(単位：円)

収 入				支 出 (B)
補助金	他の支援金等	自己負担額	計 (C)	

※ A=B=Cとなること。

※ 当該留学に対して他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けている場合は、その額が確認できる書類（写しで可）を添えること。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事（高知県教育長）様

（申請者）住 所

氏 名

（保護者）氏 名

年度 高知県高校生国際交流促進費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたこと
について、下記のとおり変更したいので、高知県高校生国際交流促進費補助金交付要綱第8条の規定に
より、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付変更申請額 金 円
(交付決定額 円)

2 変更の内容及び理由

3 関係書類

留学経費変更調書及び収支予算（見込み）書（別紙2）

(1) 留学経費変更調書

費 目			金 額 (円)	
			交付決定時	変更後
補助対象経費	(1)	国際航空運賃（1往復分）		
	(2)	自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）		
	(3)	受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）		
	(4)	空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用		
	(5)	査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続に要する諸費用		
	(6)	外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等		
	(7)	海外傷害保険料		
	(8)	寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用		
	(9)	プログラム参加費		
	小 計			
対象外経費				
	小 計			
合 計 (A)				

※(1)～(8)については、内容と金額が確認できる書類を、(9)プログラム参加費については、その内訳が確認できる書類を添えること（写しで可）。

(2) 収支予算（見込み）書

(単位：円)

区分	収 入				支 出 (B)
	補助金	他の支援金等	自己負担額	計 (C)	
交付決定時					
変更後					

※ A=B=Cとなること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事（高知県教育長） 様

（申請者）住 所

氏 名

（保護者）氏 名

年度 高知県高校生国際交流促進費補助金留学中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたこと
について、下記により中止したいので、高知県高校生国際交流促進費補助金交付要綱第9条の規定によ
り、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 中止の理由

3 添付書類

派遣プログラム参加の場合は、主催者が発行する留学中止の事実が確認できる書類

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事（高知県教育長） 様

（申請者）住 所

氏 名

（保護者）氏 名

年度 高知県高校生国際交流促進費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたことについて、高知県高校生国際交流促進費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の実績を報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 留学先

3 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 留学費用支払完了日 年 月 日

5 関係書類

- (1) 留学経費精算調書及び収支決算（見込み）書（別紙3）
- (2) 留学に係る経費の領収書の写し
- (3) 留学終了報告書（第5号様式）

(1) 留学経費精算調書

費 目		金 額 (円)
補助対象経費	(1) 国際航空運賃（1往復分）	
	(2) 自宅等から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）	
	(3) 受入れ国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）	
	(4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続に要する諸費用	
	(5) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続に要する諸費用	
	(6) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等	
	(7) 海外傷害保険料	
	(8) 寮費又はホームステイの場合、ホストファミリーに支払う費用	
	(9) プログラム参加費	
	小 計	
対象外経費		
	小 計	
合 計 (A)		

※ (1)～(8)については、内容と金額が確認できる書類を、(9)プログラム参加費については、その内訳が確認できる書類を添えること（写しで可）。

(2) 収支決算（見込み）書

(単位：円)

収 入				支 出 (B)
補助金	他の支援金等	自己負担額	計 (C)	

※ A=B=Cとなること。

※ 当該留学に対して他の民間団体等が行う奨学金等の給付を受けている場合は、その額が確認できる書類（写しで可）を添えること。

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事（高知県教育長） 様

（申請者）住 所

氏 名

学校・施設名

（保護者）氏 名

年度 高知県高校生国際交流促進費補助金留学終了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありましたことについて、高知県高校生国際交流促進費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 留学先

2 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 関係書類

高校生の留学促進事業派遣生の状況報告（別紙様式1）

※上記関係書類については、国及び県のホームページ等で公表される場合があります。

(別紙様式 1)

年度 高校生の留学促進事業 派遣生の状況報告

学校名		学年	
氏名			

1. 派遣先国（複数ある場合は全て記入する）

--

2. 派遣期間

--

3. 派遣プログラムを経験し、どのようなことができるようになったと感じますか。

--

4. 本プログラムに参加して、派遣国に対する理解や印象は変化しましたか。

はい ・ いいえ

※ 上記で答えた理由を具体的に教えてください。

--

5. 本プログラムに参加して、進路や目標に変化はありましたか。

はい ・ いいえ

※ 上記で答えた理由を具体的に教えてください。

--

6. より長期の留学に行ってみたいと思いますか。

はい ・ いいえ

※ 上記で「いいえ」と答えた方は、理由を教えてください。

--

7. これから派遣プログラムに参加しようとする方へのメッセージやアドバイス等

--

8. その他要望等

--